

2 廃対第 26627 号  
令和 2 年 7 月 20 日

一般社団法人 香川県産業廃棄物協会長 様

香川県環境森林部廃棄物対策課長  
( 公 印 省 略 )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について  
(通知)

このことについて、令和 2 年 7 月 16 日付け環循適発第 2007161 号及び環循規発第 2007162 号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知があったのでお知らせします。

つきましては、貴会会員等関係者への周知について御配慮をよろしくお願ひいたします。



環循適発第 2007161 号  
環循規発第 2007162 号  
令和 2 年 7 月 16 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長  
( 公印省略 )

廃棄物規制課長  
( 公印省略 )

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について  
(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 18 号。以下「改正省令」という。）が、令和 2 年 7 月 16 日に公布され、同日施行された。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第一 改正の趣旨と概要

#### 一 改正の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する特例により、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であって環境省令で定めるものを処理しようとする場合には、法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る許可を受けなくとも、都道府県知事に事前に届出をすることにより、当該施設を一般廃棄物処理施設として設置することができる。また、法第 15 条の 2 の 5 第 2 項の規定により、非常災害時は、処理開始後遅滞なく届け出れば足りる。

近年、非常災害が毎年のように全国各地で頻発し、非常災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生しているところ、被災地の復興には災害廃棄物の迅速な処理が不可欠である。既存の一般廃棄物処理施設では処理できない量の災害廃棄物が発生した場合において、災害廃棄物の中には通常であれば産業廃棄物として排出される性状のものも多くあり、その処理に既存の産業廃棄物処理施設の更なる活用が考えられるため、法第 15 条の 2 の 5 の特例の対象となる災害廃棄物について、制度的措

置を講ずる必要がある。

また、高濃度 PCB 廃棄物については、国がこれまで整備を進めてきた中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の拠点的広域処理施設を活用してその処理を推進することとされているが、事業者が事業活動において使用していた PCB 含有安定器は、当該事業廃止後も引き続き事業所の建物において居宅用で使用された後廃棄される場合、当該安定器は一般廃棄物として排出されることとなる。特別管理産業廃棄物としての高濃度 PCB 廃棄物を処理する JESCO は、特別管理産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設の設置に係る許可を有しているが、一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設の設置に係る許可を有しておらず、高濃度 PCB 廃棄物の処分期間の終了が迫る中、こうした一般廃棄物として排出されるものについても早期に処理を進めるため、制度的措置を講じる必要がある。

そのため、災害廃棄物及び PCB 廃棄物について、一般廃棄物処理施設の設置に係る手続きを簡素化する所要の改正を行うこととしたものである。

## 二 改正の概要

産業廃棄物処理施設の設置者は、非常災害のために必要な応急措置として災害廃棄物を処理するときは、法第 15 条の 2 の 5 第 2 項の規定に基づき、その処理を開始した後、遅滞なく届出を行うことにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 12 条の 7 の 16 第 1 項の規定にかかわらず）、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることとした。

また、法第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の対象に、PCB 廃棄物及びその処理施設を追加した。

## 第二 産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理について

### 一 改正省令の対象となる場合等について

個々の災害が改正省令の対象となる「非常災害」に該当するかについては、市町村又は都道府県が判断することとなるが、改正省令による災害廃棄物の処理を行う場合には、豪雨、台風及び地震等の自然災害等により、特に早急に処理すべき災害廃棄物が大規模に発生し、災害廃棄物処理計画等に基づく対応が困難である等の理由により、生活環境保全上の支障の防止等の必要があり、かつ、こうした理由により市町村内の既存の一般廃棄物処理業者では十分な処理ができない状況であることが必要である。

また、非常災害により生じた一般廃棄物を処理する場合とは、当該非常災害の被災区域内の市町村の委託を受けて、同非常災害により生じた一般廃棄物の処理を行う場合のほか、当該市町村の指揮監督の下にこれらの処理を行う場合をいう。

したがって、産業廃棄物処理施設の設置者から、改正省令により新設した規則第 12 条の 7 の 16 第 2 項の規定を適用するため法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づく届出があった場合には、当該届出をした者に対し、当該非常災害の被災区域内の市町村との処理に係る契約書等を確認する等、同届出に係る処理が同非常災害により必要な応急措置として一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認した上で、規則第 12 条の 7 の 17 第 4 項の受理書を交付すること。なお、規則第 12 条の 7 の 16 第 2 項の適用は、非常災害により生じた一般廃棄物の処理が行われる期間のみに限られ、当該一般廃棄物の処理

が完了した時点で同項の適用はなくなることに留意されたい。

なお、改正省令による届出を行う場合にあっては、規則第12条の7の17第1項第9号の規定により、災害廃棄物が生じた時期及び地域に係る事項を届け出るとともに、それを受理した都道府県知事は、同条第4項第7号の規定により、同災害廃棄物が生じた時期及び地域について記載した受理書を、届出をした者に交付することとした。災害廃棄物が生じた時期は、顕著な災害を起こした自然現象として気象庁又は独自に地方公共団体等が名称を定めたものが発生し、明らかに当該自然現象によって廃棄物が発生したと認められる期間、その他自然現象と災害廃棄物の発生の因果関係が明らかに認められる期間とし、災害廃棄物が生じた地域は、当該自然現象に起因する災害廃棄物が生じた都道府県の区域とする。

## 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物について

### 1 中間処理

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において中間処理できる一般廃棄物は、当該廃棄物処理施設において平時から中間処理している産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であり、当該廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の規定による許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限定されない。

次の(1)から(16)までに掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じた一般廃棄物が想定される。加えて、例えば、平時に廃石膏ボードを処理している産業廃棄物処理施設においてこれと同様の性状を有する災害廃棄物として発生した廃石膏ボードを処理する場合や平時に畳を処理している産業廃棄物処理施設においてこれと同様の性状を有する災害廃棄物として発生した畳を処理する場合等が想定されるが、廃棄物処理施設の種類や当該処理施設において処理する一般廃棄物については、各自治体において適宜判断されたい。

- (1) 汚泥の脱水施設
- (2) 汚泥の乾燥施設
- (3) 汚泥の焼却施設
- (4) 廃油の油水分離施設
- (5) 廃油の焼却施設
- (6) 廃酸又は廃アルカリの中和施設
- (7) 廃プラスチック類の破碎施設
- (8) 廃プラスチック類の焼却施設
- (9) 令第2条第2号に掲げる廃棄物の破碎施設
- (10) 令第2条第9号に掲げる廃棄物の破碎施設
- (11) 令別表第三の三に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化型化施設
- (12) 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- (13) 廃水銀等の硫化施設
- (14) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- (15) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
- (16) 令第7条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

## 2 最終処分

中間処理の場合と同様、改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において最終処分できる一般廃棄物は、同廃棄物処理施設において最終処分する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物であり、同廃棄物処理施設において最終処分する法第15条第1項の規定による許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限定されている必要はない。

具体的には、近年の豪雨、台風及び地震等の自然災害により、被災地域において膨大な量のコンクリートくず等の災害廃棄物が発生している現状にあり、これらを迅速にかつ適切に処理する必要があることから、安定型最終処分場（令第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者が、当該安定型最終処分場において、災害廃棄物の処理を行う場合については、法第15条の2の5の規定に基づき都道府県知事に届け出ることにより、法第8条第1項の規定による許可を受けないで、当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができ、安定型産業廃棄物（令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合が想定される。

なお、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外のものが混入・付着している例が多く生じ問題となっているところであり、当該安定型最終処分場において処理する一般廃棄物は、以下の（1）及び（2）のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）であることが想定される。

### （1）次のいずれかに該当する一般廃棄物

- ① 廃プラスチック類
- ② ゴムくず
- ③ 金属くず
- ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
- ⑤ コンクリートの破片その他これに類する不要物

### （2）次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であって、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの

- ① 令別表第五の下欄に掲げる物質。具体的には、以下の物質をいうこと。

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、シス――・二・ジクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、一・四・ジオキサン及びダイオキシン類

- ② 有機性の物質

③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿

ア 石綿保溫材

イ けいそう土保溫材

- ウ パーライト保溫材
- エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保溫材、断熱材及び耐火被覆材

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物について、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法としては、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」（平成 10 年環境庁告示第 34 号）を参考にされたい。なお、（2）③の「当該材料から除去された石綿」には、家屋等の損壊によりはく離した石綿を含む。

### 三 一般廃棄物処理施設として設置された施設に係る維持管理基準等について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設の設置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の閲覧の義務の履行に当たっては、当該施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・閲覧する必要がある（規則第 12 条の 7 の 18）。なお、中間処理施設については、規則第 12 条の 7 の 2 の規定等に基づき、施設の種類等に応じ、維持管理の状況に関する情報の公表の必要性について判断されたい。

また、改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された最終処分場については、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用される（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）第 2 条第 4 項）。

### 四 一般廃棄物処理施設として設置された施設に係る処理基準について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理基準が適用される（令第 3 条第 2 号及び第 3 号）。

### 五 運用の際の留意事項について

改正省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された廃棄物処理施設の設置者から、法第 15 条の 2 の 5 の規定に基づく届出を受理した際には、処理しようとする災害廃棄物の排出元が不明である場合があること、その性状が多様であることを踏まえ、届出をした者に対し、処理しようとする災害廃棄物の性状確認について十分留意し、その処理に際し生活環境保全上の支障を生ずることのないよう指導を行うとともに、届出をした者による不適正処理が生じるおそれがある場合は、遅滞なく改善に向けた指導を行うこと。

また、災害廃棄物の適正処理を確保するため、当該廃棄物処理施設に対して、定期的に報告徴収・立入検査を実施されたい。実施に当たっては、当該非常災害の被災区域内の市町村との処理に係る契約書等の関係書類、維持管理情報の記録及び実際に処理されている一般廃棄物の種類の確認等により、法第 15 条の 2 の 5 の規定による届出に係る一般廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。当該届出に係る一般廃棄物以外の一般廃棄物の処理が行われている等、不適正な処理が行われていることを確

認した場合には、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

### 第三 PCB 廃棄物に係る一般廃棄物処理施設の設置について

PCB 廃棄物については、その処理体制の整備が著しく停滞していたため長期にわたり保管が継続され、また、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質から環境汚染の進行が懸念される状況にあったことから、国がJESCO の拠点的広域処理施設の整備を行い、安全かつ適正に高濃度PCB 廃棄物の処理が進められてきた。このような経緯に鑑み、高濃度PCB 廃棄物としてのPCB 使用安定器は、法上の廃棄物の種類によらずJESCO において処分することが適當である。

そのため、JESCO において一般廃棄物としてのPCB使用安定器（以下「一廃安定器」という。）を処分するにあたっては、「一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理について（周知）（令和2年5月13日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課・廃棄物規制課・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡）」で周知したとおり、法第6条の2第2項の規定により、市町村がその事業対象地域に応じ、北海道PCB 処理事業所又は北九州PCB処理事業所へ委託することとした。一方、JESCO は法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の許可を受けていないため、法第15条の2の5第1項の特例の対象となる産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物として、以下の（1）及び（2）に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、それぞれに掲げる一般廃棄物を追加した。

これにより、産業廃棄物処理施設の設置者であるJESCOが同項に基づきあらかじめ都道府県知事に届け出ることで、JESCOにおいて一廃安定器を処理するための一般廃棄物処理施設を設置することが可能となるので留意されたい。

- （1）廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。以下同じ。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物
- （2）ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設  
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物

### 第四 施行日、既存省令の廃止及び経過措置について

改正省令は、毎年のように全国各地で頻発する非常災害により発生する災害廃棄物の適正かつ迅速な処理のため対応するものであること、また、JESCO が一般廃棄物処理施設を速やかに設置し、一廃安定器の処理体制を構築する必要があることから、施行日は公布の日とした。

また、現行制度においては、産業廃棄物処理施設を活用して災害廃棄物を迅速に処理するため、非常災害毎に、第12条の7の16第1項の規定にかかわらず、産業廃棄物処理施設の種類と一般廃棄物を定めている。改正省令により、産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができることするため、現に効力を有する以下の（1）から（4）までの特例省令については廃止するとともに、現に各特例省令の規定を適用し現行の第12条の7の17の規定によりされている届出については、各特例省令の規定を適用し改正後の同条の規定によりされた届出とみなす旨の経過措置を置いた。

- （1）平成三十年七月豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境

省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成 30 年環境省令第 16 号）

- (2) 平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成 30 年環境省令第 20 号）
- (3) 令和元年八月から九月の前線に伴う大雨による災害により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第 8 号）
- (4) 令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（令和元年環境省令第 13 号）



有機加工食品	二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 一 農林水産大臣が定める物質（当該有機加工食品が外国産農林物資である場合にあっては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。	（略）	有機畜産物	二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 一 農林水産大臣が定める物質（当該有機加工食品が外国産農林物資である場合にあっては、当該外国の格付の制度において使用することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。	（略）
--------	--	-----	-------	--	-----

有機加工食品	二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 一 農林水産大臣が定める物質（当該有機加工食品が第三十七条に規定する国から輸入された農林物資である場合にあっては、当該国）の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。	（略）	有機畜産物	二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。 一 農林水産大臣が定める物質（当該有機加工食品が第三十七条に規定する国から輸入された農林物資である場合にあっては、当該国）の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。	（略）
--------	---	-----	-------	---	-----

改 正 後		改 正 前		附 則	
（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令）	（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。）	（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令）	（産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。）	○環境省令第十八号 規定期に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のようく定める。	この省令は、令和二年七月十六日から施行する。
第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。	第十二条の七の十六 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。	（新規）	（新規）	二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。	二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
一 脱脂化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。以下この号において同一の物質を指す。	一 脱脂化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。以下この号において同一の物質を指す。	（略）	（略）	（略）	（略）
二 塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニルを含む。以下この号において同一の物質を指す。）	二 塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニルを含む。以下この号において同一の物質を指す。）	（略）	（略）	（略）	（略）

四の四 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設 ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物

五・六 (略)  
非常災害のために必要な応急措置として非常災害により生じた廃棄物を処理すると非常災害のためには、法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、令第七条各号に掲げる産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物とする。

3 第一項第一号から第五号までに定める一般廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。ただし、非常災害のために必要な応急措置として第二条の三第一号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であつて、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては、この限りでない。  
(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

九 前条第二項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域

4 都道府県知事は、法第十五条の二の五第一項の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

5 (略)  
七 前条第二項の場合にあつては、非常災害により当該一般廃棄物が生じた時期及び地域

(新規)

五・六 (略)  
(新規)

2 前項第一号から第五号までに定める一般

廃棄物は、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。ただし、非常災害のために必要な応急措置として第二条の三第一号の規定による市町村の委託を受けて処分する一般廃棄物であつて、処分されるまでの間において、他の一般廃棄物と分別されたものについては、この限りでない。  
(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出)

第十二条の七の十七 法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

1-8 (略)

(新規)

2-3 (略)

(新規)

4 都道府県知事は、法第十五条の二の五第一項の規定による届出を受理したときは、次に掲げる事項を記載した受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

5 (略)  
一-6 (略)  
(新規)

(平成三十年七月豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令等の廃止)

第一條 次に掲げる省令は、廃止する。

一 平成三十年七月豪雨により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令(平成三十年環境省令第十六号)

二 平成三十年北海道胆振東部地震により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令(平成三十年環境省令第二十号)

三 令和元年八月から九月の前線に伴う大雨による災害により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令(令和元年環境省令第八号)

四 令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令(令和元年環境省令第十三号)

五 令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となつた一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令(令和元年環境省令第八号)

六 令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となつた一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令(令和元年環境省令第八号)

七 令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となつた一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令(令和元年環境省令第八号)

八 旧届出は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧特例省令の規定によりこの省令の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十七の規定によりされた届出とみなす。

九 旧届出は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧特例省令の規定によりこの省令の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十七の規定によりされた届出とみなす。

## 四 示

○総務省告示第二百十四号

電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号)の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和二年七月十六日  
次に表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のよう改める。

第一條 (略)  
[1~11 略]  
12 以上(ほか、基幹放送用の周波数の使

用は、電波に関する国際的取り決め及び

次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

[(1)・(2) 同左]